

障害者雇用企業に対する優遇制度における登録に関する要綱の一部改正

障害者雇用企業に対する優遇制度における登録に関する要綱の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>障害のある人</u> 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号から第5号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者をいう。</p> <p>(2) <u>常用雇用労働者</u> 雇用契約の形式いかんを問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であつて、1年を超えて雇用される者(見込みを含む。)をいう。</p> <p>(3) <u>短時間労働者</u> 常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいう。</p> <p>(算定方法)</p> <p>第3条 常用雇用労働者(障害のある人を含む。)の数の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>短時間労働者を除く常用雇用労働者(1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者)については、1人につき1人分と算定する。</u></p> <p>(2) <u>短時間労働者については、1人につき0.5人分と算定する。ただし、当分の間、精神障害のある短時間労働者については、1人分として算定する。</u></p> <p>(登録要件)</p> <p>第4条 県は、次の要件を全て満たす者を障害者雇用企業として登録するものとする。</p> <p>(1) 庁舎等管理業務、情報システム開発等、森林整備工事、建設工事、建設関連業務、土木施設維持管理業務又は物品購入等(物品の製造の請負、買入れ又は売払い)の入札参加資格者名簿のいずれかに登載されていること。</p> <p>(2) 県内に本店、支店、営業所等を有すること。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において、「<u>障害のある人</u>」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下、「法」という。)第2条第2号から第5号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下、「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者に限る。)をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(登録要件)</p> <p>第3条 県は、次の要件を全て満たす者を障害者雇用企業として登録するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(3) 毎年6月1日時点の県内の本店、支店、営業所等における、常用雇用労働者のうち障害のある人の数の合計数が、常用雇用労働者の数の合計数に100分の2.3を乗じて得た数（1人未満の端数がある場合は切り上げる。）以上であること又は静岡県障害者就労応援団（別に県が定める静岡県障害者就労応援団登録制度要綱（平成24年7月4日施行）に基づき登録された企業をいう。以下「応援団企業」という。）として登録されていること。

(4) (略)
(新設)

(登録の申請)
第5条 (略)

(登録)
第6条 (略)

(登録の有効期限)
第7条 (略)

(変更後の届出)
第8条 名簿に登録された者は、次のいずれかに該当するときは、登録事項変更届（様式第4号）により速やかに知事に届けなければならない。

- (1) 所在地、名称、代表者に変更があったとき。
- (2) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 登録されている業種に係る営業を廃止したとき、又は他の業種を登録しようとするとき。

(登録の取消し)
第9条 (略)

(その他)
第10条 (略)

(3) 次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 障害者雇用状況報告書の提出義務のある企業については、毎年6月1日時点の県内の本店、支店、営業所等において、雇用する障害のある人の数が、法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（以下、「法定雇用障害者数」という。）以上であること。

イ 障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業については、毎年6月1日時点の県内の本店、支店、営業所等において、1人以上障害のある人を雇用していること。

ウ 静岡県障害者就労応援団（別に県が定める静岡県障害者就労応援団登録制度要綱（平成24年7月4日施行）に基づき登録された企業をいう。以下「応援団企業」という。）として登録されていること。

(4) (略)

(5) 上記(3)ア又はイに該当する者のうち、県外に本店のある企業については、企業全体においても、雇用する障害のある人の数が、法定雇用障害者数以上であること。

(登録の申請)
第4条 (略)

(登録)
第5条 (略)

(登録の有効期限)
第6条 (略)

(変更後の届出)
第7条 (略)

- (1) (略)
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) (略)

(登録の取消し)
第8条 (略)

(その他)
第9条 (略)

改正前

改正後

様式第1号

様式第1号

障害者雇用企業登録申請書

障害者雇用企業登録申請書

年 月 日

年 月 日

静岡県知事 様

静岡県知事 様

所在地

所在地

名称

名称

代表者名

代表者名

電話

電話

下記のとおり障害者雇用企業の登録を受けたいので、申請します。
なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

下記のとおり障害者雇用企業の登録を受けたいので、申請します。
なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 入札参加資格 登録済業種(番号) ※複数記載可能 該当する業種にレ点及び番号等をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 庁舎等管理業務 (名簿番号)
	<input type="checkbox"/> 情報システム開発等
	<input type="checkbox"/> 森林整備工事 (認定番号)
	<input type="checkbox"/> 建設工事 (許可番号 知事・大臣)
	<input type="checkbox"/> 建設関連業務委託
	<input type="checkbox"/> 物品購入等 (登録番号)

1 入札参加資格 登録済業種(番号) ※複数記載可能 該当する業種にレ点及び番号等をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 庁舎等管理業務 (名簿番号)
	<input type="checkbox"/> 情報システム開発等
	<input type="checkbox"/> 森林整備工事 (認定番号)
	<input type="checkbox"/> 建設工事 (許可番号 知事・大臣)
	<input type="checkbox"/> 建設関連業務委託
	<input type="checkbox"/> 物品購入等 (登録番号)

2 県内の事業所数	事業所
-----------	-----

2 県内の事業所数	事業所
-----------	-----

3 県内事業所の雇用状況 (6月1日現在:様式第1号の2「障害者雇用状況内訳書」の合計)	
①常用雇用労働者の数	(様式第1号の2①) 人
②常用雇用労働者のうち障害のある人の数	(様式第1号の2②) 人
③優遇を受けるために必要な障害のある人の数	①×2.3% 小数点以下は切り上げ 人
④判定	②-③ マイナスとなる場合は、登録要件を満たしていないため、申請できません。 人

3 県内事業所の雇用状況 (6月1日現在:様式第1号の2「障害者雇用状況内訳書」の合計)		
①常用雇用労働者の数	(様式第1号の2①)	人
②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	①から除外率により除外すべき労働者を控除した数 (様式第1号の2②)	人
③常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数の計	障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業は、実人数を記入 (様式第1号の2③)	人
④法定雇用障害者数	{②×法定雇用率(1人未満の端数は切り捨て)}	人

担当者	所属	
	氏名	
	電話	

担当者	所属	
	氏名	
	電話	

※本申請書 (別紙「障害者雇用状況内訳書」を含む) に記載された個人情報は、登録審査・審査結果の通知及び審査のための事務連絡に使用します。

※本申請書 (別紙「障害者雇用状況内訳書」を含む) に記載された個人情報は、登録審査・審査結果の通知及び審査のための事務連絡に使用します。

改正前

様式第1号の2

障害者雇用状況内訳書

名 称	
所 在 地	

区 分	合計	事業所別の内容 (静岡県内の事業所のみ記載)				
事業所の名称						
①常用雇用労働者の数	人	人	人	人	人	人
②常用雇用労働者のうち障害のある人の数	人	人	人	人	人	人
(ア) 身体障害のある人	人	人	人	人	人	人
(イ) 知的障害のある人	人	人	人	人	人	人
(ウ) 精神障害のある人	人	人	人	人	人	人

● 以下のいずれかの確認書類を添付してください。

- ① 障害者雇用状況報告書の提出義務のある企業の場合
→ ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し
(直近の6月1日現在の雇用状況がわかるもの)
- ② 障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業の場合
→ 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し(1人分)

【手帳の写しの提出にあたっての注意事項】

- ・使用目的を障害のある人本人に伝え、承諾を得てください。
- ・プライバシー保護の観点から、顔写真、障害名をマスクングした上で御提出ください。
- ・障害のある人の確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン(平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第1104001号)」に従い、適正な把握、確認に努めてください。

※ 用紙が不足する場合は、記入前にコピーして作成してください。

改正後

様式第1号の2

障害者雇用状況内訳書

名 称	
所 在 地	

区 分	合計	事業所別の内容 (静岡県内の事業所のみ記載)				
事業所の名称						
①常用雇用労働者の数	人	人	人	人	人	人
②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人
③常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数の計	人	人	人	人	人	人
(ア) 身体障害のある人	人	人	人	人	人	人
(イ) 知的障害のある人	人	人	人	人	人	人
(ウ) 精神障害のある人	人	人	人	人	人	人

● 以下のいずれかの確認書類を添付してください。

- ① 障害者雇用状況報告書の提出義務のある企業の場合
→ ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し
(直近の6月1日現在の雇用状況がわかるもの)
- ② 障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業の場合
→ 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し(1人分)

【手帳の写しの提出にあたっての注意事項】

- ・使用目的を障害のある人本人に伝え、承諾を得てください。
- ・プライバシー保護の観点から、顔写真、障害名をマスクングした上で御提出ください。
- ・障害のある人の確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン(平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第1104001号)」に従い、適正な把握、確認に努めてください。

※ 用紙が不足する場合は、記入前にコピーして作成してください。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。